

# 八王子市融資あっ旋制度のご案内

令和6年度(2024年度)

## 融資あっ旋制度について

市内で小規模事業を営んでいる、又は営もうとしている事業者の方が、ご利用いただけるあっ旋制度です。市からあっ旋を受けた事業者の方は、信用保証協会の保証をもとに市の定める有利な条件で金融機関からの融資を受け、事業に活用することができます。

また、条件を満たした場合、市からの利子補給と東京都からの信用保証料の補助を受けることができます。

※市、金融機関及び信用保証協会の審査結果によっては、融資を受けることができない場合があります。

## 基本要件（ご利用いただける方）

原則として、以下の要件を全て満たしている事業者がご利用いただけます。（※創業者の場合、創業後に要件を満たすこと）

なお、融資種類に応じて個別の対象要件を満たしていることも必要です。

① 事業を営んでいる、または営もうとする法人・個人で、従業員数が下表の数以下であること。

※臨時社員・パート・アルバイト等の非正規雇用者でも業務に不可欠な場合は数に含めます。

融資種類	製造業等 (物流業含む)	商業/サービス業等 (医業含む)
創業支援、経営改善事業資金、運転資金、DX・イノベ・産業育成支援資金、設備資金	40人	10人
小規模企業、企業活力支援資金、事業承継資金、社会課題解決資金	20人	5人

② 法人においては、八王子市内に本店登記を行っていること（本店に事業実態がない場合は市内に事業所を有すること）。もしくは、本店登記地が市外の場合、市内に事業所を有すること。

③ 個人においては、八王子市内に事業所を有すること。

④ 八王子市内で1年以上事業を継続していること。ただし、創業支援資金の場合および事業承継支援資金（一般）の対象者が創業者とみなされる場合を除く。

⑤ 信用保証協会の保証対象業種であること。

⑥ 許認可・届出等を要する事業を営んでいる、又は営む場合は、当該事業に係る許認可等を受けていること。ただし、創業支援資金を申し込む場合は、開業までに受けること。

⑦ 租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと（法人にあっては代表者も含む）。

⑧ 現在かつ将来にわたって、八王子市暴力団排除条例（平成23年12月15日条例第23号）に規定される暴力団等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

## 申込期間

令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日

お問合せ

八王子市役所 産業振興部産業振興推進課(市役所本庁舎6階)

〒192-8501 八王子市元本郷町3丁目24番1号

電話:042-620-7252 FAX:042-627-5951

受付時間(8:30~12:00, 13:00~17:00) 土・日・祝祭日・年末年始除く

## 必要書類

※下記の書類は八王子市に提出する書類です。金融機関では別途必要書類を定めておりますので、事前に金融機関に相談してからご用意ください。

### 【共通の提出書類】

- ① 八王子市事業資金融資あっ旋申込書
- ② 情報提供の取扱いに関する同意書
- ③ 印鑑証明書(写しでも可)
- ④ 見積書又は契約書(設備資金等の場合)
- ⑤ その他市及び金融機関等から提出を求められた書類(融資種類に応じた書類)

### 【個人の場合】

- ① 八王子市の個人住民税納税証明書  
※令和5年度分(令和4年所得分)  
※課税額が0円の場合は非課税証明書
- ② 八王子市の固定資産税納税証明書  
※令和5年度分

### 【法人の場合】

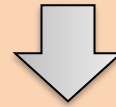
- ① 履歴事項全部証明書(写しでも可)
- ② 八王子市の直近分の法人住民税納税証明書
- ③ 代表者の八王子市の個人住民税納税証明書  
※令和5年度分(令和4年所得分)  
※課税額が0円の場合は非課税証明書
- ④ 法人及び代表者の八王子市の固定資産税納税証明書  
※令和5年度分

※特定非営利活動法人の場合は事業報告、計算書類、年間役員名簿、社員のうち10名以上の者の氏名および住所を記載した書類が追加されます。

## お申し込みの流れ

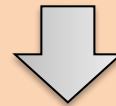
### 【事業者が金融機関に市制度融資を申込】

- ・金融機関に融資相談し、申込書等の必要書類をご用意ください。
  - ・金融機関に申込み後、金融機関が八王子市にあっ旋申込みをします。
  - ・八王子市があっ旋決定後、金融機関が東京信用保証協会に保証申込みをします。
  - ・東京信用保証協会より金融機関へ保証承諾の通知がされます。
- ※市、金融機関及び東京信用保証協会の審査結果によっては融資を受けることが出来ない場合があります。



### 【融資開始】

- ・融資契約(金銭消費貸借契約)後、金融機関より事業者に対し融資が開始されます。
  - ・金融機関から発行される融資返済予定表に基づき、融資の返済をしてください。
- ※返済方法は元金均等払いです。  
(証貸一括・手形貸付を除く)



### 【利子補給】

- ・融資契約(金銭消費貸借契約)時に利子補給金請求委任状を金融機関に提出してください。
  - ・年2回(入金時期:11月末頃、5月末頃)、金融機関を通じて八王子市が利子補給金を振り込みます。
- ※期間中の利子については、入金までの間は自己負担となります。

## 各種証明書発行先

証明書	発行機関
市・都民税、固定資産税納税証明書	市役所住民税課または市役所各事務所
履歴事項全部証明書・法人の印鑑証明書	法務局
個人の印鑑証明書	市役所市民課または市役所各事務所

## 関係機関連絡先

関係機関名	電話番号
東京信用保証協会八王子支店	042-646-2511
八王子税務署	042-697-6211
東京法務局八王子支局	042-631-1377
八王子都税事務所	042-644-1111
東京都中小企業振興公社多摩支社	042-500-3901
日本政策金融公庫八王子支店	0570-037386
八王子商工会議所	042-623-6311
サイバーシクロード八王子	042-686-1922

※電話番号は、令和6年4月1日時点のものです。